

九州大学情報統括本部運営会議規程

平成18年度九大規程第59号
施行：平成19年4月1日
最終改正：令和3年5月27日
(令和3年度九大規程第38号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学情報統括本部規則（平成18年度九大規則第42号）第3条第2項の規定に基づき、情報統括本部運営会議（以下「運営会議」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 運営会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報統括本部の業務に係る総合調整に関すること。
- (2) 情報環境利用に係る予算及び将来計画に関すること。
- (3) 全学的な情報支援を実現するための計画策定及び実施に関すること。
- (4) 情報統括本部が行う支援体制等に関すること。
- (5) その他情報統括本部の運営に関すること。

(組織)

第3条 運営会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 情報統括本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 情報統括本部副本部長
- (3) 情報政策に係わる体制及び職務について（令和2年11月16日情報政策委員会決定）に定める最高情報セキュリティ責任者(CISO: Chief Information Security Officer)
- (4) 伊都地区センター・イースト事業場に勤務する教授及び准教授のうちから選ばれた者 2人
- (5) 伊都地区ウエスト事業場に勤務する教授及び准教授のうちから選ばれた者 2人
- (6) 次に掲げる事業場に勤務する教授及び准教授のうちから選ばれた者 各1人
 - イ 馬出地区事業場及び病院福岡地区事業場
 - ロ 筑紫地区事業場
 - ハ 大橋地区事業場
- (7) 図書館長
- (8) 情報基盤研究開発センター長
- (9) サイバーセキュリティセンター長
- (10) 研究・産学官連携推進部長
- (11) 財務部長
- (12) 学務部長
- (13) 情報システム部長
- (14) 情報企画課長及び情報基盤課長
- (15) 情報環境整備推進室に置かれる事業室の室長
- (16) 情報環境整備推進室に置かれるプロジェクトのリーダー
- (17) 情報環境整備推進室に置かれるタスクフォースのリーダー
- (18) その他本部長が必要と認めた者

2 前項第4号から第6号及び第15号から第18号までの構成員の任期は2年とする。ただし、構成員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 運営会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

- 2 議長は、運営会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(議事)

第5条 運営会議は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することがで

きない。

2 運営会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 運営会議が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務)

第7条 運営会議の事務は、情報システム部情報企画課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営会議の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第77号)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規程第151号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年5月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に第3条第1項第4号から第6号及び第15号から第18号までに規定する者として選出されたものに係る任期については、第3条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則 (令和3年度九大規程第38号)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。